

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 鶴ヶ島市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	9	2,100	11	2,100	0	0
1	53	エチルベンゼン	10	3	117,320	7	520	0	116,800
1	80	キシレン	11	2	1,283,500	3	2,700	0	1,280,800
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	9	2,100	11	2,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	12	1	918,490	5	14,590	0	903,900
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	10	3	53,300	8	6,200	0	47,100
1	300	トルエン	10	3	3,179,000	1	11,000	0	3,168,000
1	306	二アクリル酸ヘキサメチレン	1	9	700	15	700	0	0
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	9	2,000,000	2	2,000,000	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	9	6	1,031,000	4	0	0	1,031,000
1	400	ベンゼン	9	6	194,900	6	0	0	194,900
1	403	ベンゾフェノン	2	8	2,590	10	2,590	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	9	1,100	14	1,100	0	0
3	4	イソホロン	1	9	580	16	580	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	9	1,900	13	1,900	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	9	9,100	9	9,100	0	0
合計			—	—	8,797,680	—	2,055,180	0	6,742,500

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。